

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について

令和 7 年 6 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際統合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 9規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	9規格
② 未採用のJISを、新たに採用するもの	-

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 11規格

(4) 廃止する規格の数： 1規格

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：7月以降実施予定（30日間）

(2) 改正：令和7年8月末予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJISによることができるものとする（猶予期間を設けないJ61347-2-13(H29)は除く）。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-54(2025)	JIS C 9335-2-54:2024	IEC 60335-2-54第5版(2022)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-54部:液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	J60335-2-54(2024)	JIS C 9335-2-54:2021+追補1(2023)
2	J60335-2-67(2025)	JIS C 9335-2-67:2024	IEC 60335-2-67第5版(2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-67部:業務用床処理機の個別要求事項	J60335-2-67(2024)	JIS C 9335-2-67:2021+追補1(2023)
3	J60335-2-79(2025)	JIS C 9335-2-79:2024	IEC 60335-2-79第5版(2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-79部:高压洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項	J60335-2-79(H20)	JIS C 9335-2-79:2007
4	J60570(2025)	JIS C 8472:2025	IEC60570第4版(2003), Amd.No.1(2017), Amd.No.2(2019)	ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性 要求事項	J60570(H20)	JIS C 8472:2005
5	J60598-2-4(2025)	JIS C 8105-2-4:2024	IEC 60598-2-4第2版(2017)	照明器具－ 第2-4部:一般用移動灯器具に関する安全性要求事項	J60598-2-4(H29)	JIS C 8105-2-4:2017
					J60598-2-7(H29)	JIS C 8105-2-7:2011+追補1(2017)
6	J60974-10(2025)	JIS C 9300-10:2024	IEC 60974-10第4版(2020)	アーク溶接装置－ 第10部:電磁両立性(EMC)要求事項	J60974-10(2019)	JIS C 9300-10:2018
7	J61184(2025)	JIS C 8122:2025	IEC 61184第4版(2017), Amd.No.1(2019)	差込みランプソケット	J61184(H26)	JIS C 8122:2012
8	J61347-2-13(2025)	JIS C 8147-2-13:2017+追補1(2024)	IEC 61347-2-13第2版(2014), Amd.No.1(2016)	ランプ制御装置－ 第2-13部:直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項	J61347-2-13(H29)	JIS C 8147-2-13:2017
9	J62841-2-1(2025)	JIS C 62841-2-1:2024	IEC 62841-2-1第1版(2017), Amd.No.1(2021)	手持形電動工具,可搬形電動工具並びに芝生用及び 庭園用電動機械の安全性－ 第2-1部:手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項	J60745-2-1(H22)	JIS C 9745-2-1:2009

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60335-2-54(2025)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-54:2024 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—54部:液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、バッテリー駆動機器その他の直流駆動機器を含め、定格電圧が 250 V 以下の液体洗浄剤又は蒸気を使用することによって、表面を清掃することを意図した家庭用電気掃除機の安全性について規定する。壁紙はがし器、及び電熱素子又は液体容器を加圧するための手段を組み込んでいる表面清掃機器もこの規格の適用範囲である。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】その他の工作用又は工芸用の電熱器具
- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
	規格の構成を、JIS C 9335-1:2023 に整合させた。
7.1	必要に応じて外部可触表面に表示する記号の注意表示を追加した。
7.15	外部可触表面に規定する表示箇所の要求を追加した。
箇条 11	外部可触表面に関する測定方法、温度限度値を追加した。
箇条 12	金属イオン系バッテリーの要求事項を追加した。
22.6	水抜き孔の取扱を明確化した。
30.2	表面清掃機器及び壁紙はがし器の取扱を明確化した。

2 J60335-2-67(2025)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-67:2024 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—67部:業務用床処理機の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、次の用途で人工的な表面をもつ床に用いられる屋内及び屋外で用いられる業務用の駆動床処理機の安全性について規定する。
 - スクラビング
 - 湿式又は乾式ピックアップ
 - ポリッシング又は乾式バフing
 - ワックス、シーリング製品及びパウダーベースの洗剤の使用
 - シャンプー
 - ストリッピング、グラインディング及びスカリファイイング
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気床磨き機

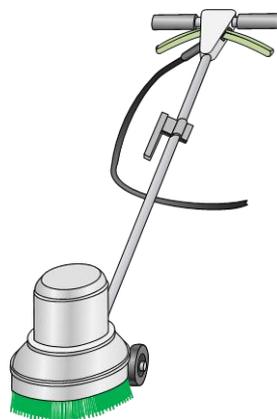


図 電気床磨き機(フロアポリッシャー)

・主な改正内容：

項目番号	概要
	規格の構成を、JIS C 9335-1:2023 に整合させた。
7.12	機器の使用を意図していない人の見直しをした。
7.12.9	取扱説明書の取り扱いを明確化した。
8.1.1	検査プローブ 18 は適用されないことを明確化した。
箇条 12	金属イオン系バッテリーの要求事項を追加した。
19.101	機器用アウトレット及びコンセントをもつ機器に対する試験を追加した。
25.7	使用できる電源コードの要求事項を追加した。

3 J60335-2-79 (2025)

- ・採用する JIS： **JIS C 9335-2-79:2024** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-79部:高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格圧力が2.5 MPa 以上 35 MPa 以下で、自走機構をもたない、屋内用及び屋外用の家庭用及び業務用高圧洗浄機の安全性について規定する。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気ポンプ



図 電気ポンプ(高圧洗浄機)

・主な改正内容：

項目番号	概要
	規格の構成を、JIS C 9335-1:2023 に整合させた。
箇条 1	普及が見込まれるバッテリー駆動機器などを追加した。
7.1	安全性向上のため、シリアル番号、機器の名称、モータ駆動清掃ヘッドなどの記載要求及び新たな警告記号を追加した。
箇条 9	安全性向上のため、意図しない始動で危険とならないように要求事項を追加した。
箇条 12	金属イオン系バッテリーの要求事項を追加した。
19.104	安全性向上のため、機器用アウトレット又はコンセントをもつ機器に対する試験を追加した。
箇条 21	安全性向上のため、低圧附属品がある場合の要求事項(21.101.3)及び製造業者が指定する最大流量と実際の最大流量とに大きな差異が生じないように要求事項(21.104)を追加した。
箇条 22	安全性向上のため、可搬形機器の床面に置いた場合のリスクを考慮する要求事項(22.101)、非動作状態の水漏れの試験(22.103)、低圧附属品のノズルの要求事項(22.110)、ガードの要求事項(22.111)、間違った据付けが不安全にならないようにするための要求事項(22.112)、及び操作者に個人用保護具の使用を要求する機器への要求事項(22.113)を追加した。
24.1.4	安全性向上のため、キャピラリー形温度過昇防止装置の要求事項を追加した。
附属書 B	安全性向上のため、バッテリー駆動機器などの要求事項を追加した。

4 J60570 (2025)

- ・採用する JIS： **JIS C 8472:2025** ライティングダクト—照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

- ・適用範囲： この規格は、照明器具に電源を供給する2以上の極を備え、次のいずれかからなる照明器具用ダクトシステムについて規定する。
 - － 保護設置（クラスⅠ）を備えた、極間（充電導体）定格電圧が440 V以下で、導体ごとの定格電流が20 A以下のシステム。
 - － 保護接地をもたないSELV（クラスⅢ）回路で、導体ごとの定格電流が25 A以下のシステム。
 - － 商用電源用照明器具（クラスⅠ又はⅡ）及びSELV電源用照明器具を同時に異なるダクト開口部（商用電源又はSELV）に接続する上記二つの混合ダクトシステム。
 また、照明器具用ダクトシステムは、照明器具の機械的な支持を備える場合がある。

この規格は、壁又は天井に、取り付け、埋め込み又はつり下げて、通常の室内で使用するように、設計した照明器具用ダクトシステムに適用する。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】ライティングダクト、ライティングダクト用のカップリング、ライティングダクト用のエルボー、ライティングダクト用のティ、ライティングダクト用のクロス、ライティングダクト用のフィードインボックス、ライティングダクト用のエンドキャップ、ライティングダクト用のプラグ、ライティングダクト用のアダプター、その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器



図 ライティングダクト

・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条 1	照明器具への給電以外の制御信号又はオーディオ信号を目的とする補助回路を設けたシステム、及び非常時用照明器具専用の識別された回路を設けたシステムを追加した。
3.1	旧規格において、構成部品を含む全体を照明器具用ライティングダクトと定義していたが、対応国際規格の用語を参考に、構成部品を含む全体を“照明器具用ダクトシステム”と用語を変更した。それに伴い、この規格の名称を“ライティングダクト—照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項”と改正した。
6.3	照明器具に組み込まれていない照明器具用プラグの端子には識別マークを表示し、説明書に識別マークの意味、関連する回路接続及び／又は機能を記載することを追加した。
6.5	ダクトの取付けが壁付けの場合又は水平取付けでない場合、制限事項及び最大負荷に関する情報を、照明器具用ダクトシステム又は取扱説明書のいずれかに表示することを追加した。
6.8	商用電源用に設計された導体を用いて制御信号を供給する場合及び非常時用照明器具
6.9	の電源を供給する場合の注意事項を取扱説明書に記載することを追加した。

8.11.1 8.11.2	使用上の互換性及び安全性を確保するため、SELV 回路やクラスⅢ回路で使用されるダクト及びダクトプラグに関して次の要求事項を追加した。 1) SELV 回路に対して、商用電源用に設計された導体の使用の禁止 2) クラスⅢのダクトプラグの接点に関する要求事項
8.12 8.13	非常時用照明器具に使用する照明器具用ダクトシステムに関する要求事項を追加した。
9.3	クラスⅠの照明器具用ダクトシステムに対し、強化絶縁に必要な距離を設計上で確保することと、検査プローブを用いて絶縁距離を測定し確認することを追加した。

5 J60598-2-4(2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 8105-2-4:2024** 照明器具—第 2-4 部:一般用移動灯器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、電気光源を用いる又は組み込むように設計された一般用照明器具のうち、屋内用及び／又は屋外用の移動灯器具であって、250 V 以下の電源電圧で使用するものの安全性要求事項について規定する。
この規格は、庭園及び花壇のような場所で使用する可搬形庭園灯器具〔台座付きのもの、スパイクで地中に突き刺して留めるもの、及びクランプ〔ちょう（蝶）ねじなどによって手で取り外せるもの〕などで留めるもの〕にも適用する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気スタンド、装飾用電灯器具、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、庭園灯器具



図1 電気スタンド

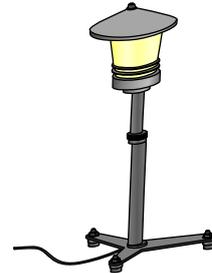


図2 庭園灯器具

- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
4.1	JIS C 8105-2-7(可搬形庭園灯器具)を併合し、適用範囲を屋外用及び屋内用の両方に対応した。
4.5	屋外用照明器具に要求する IP コードの下限を、IPX3(防雨形)から IPX4(防まつ形)へ引き上げた。また、IPX6(耐水形)を追加した。
4.6.1	屋外での使用に適さない、普通形照明器具以外の照明器具に屋内専用の意味をもつ表示の要求を追加した。
4.7.8	屋外用照明器具が備える電源コンセントに対する IP コードの要求を、より具体的な規定に改正した。

6 J60974-10(2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 9300-10:2024** アーク溶接装置—第 10 部:電磁両立性(EMC)要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、溶接電源及びワイヤ送給装置、冷却水循環装置、アーク起動装置、アーク安定化装置、バッテリー駆動式装置の充電器などの附属装置を含む、アーク溶接及び類似のプロセス用の装置の電磁両立性 (EMC) 要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】アーク溶接機

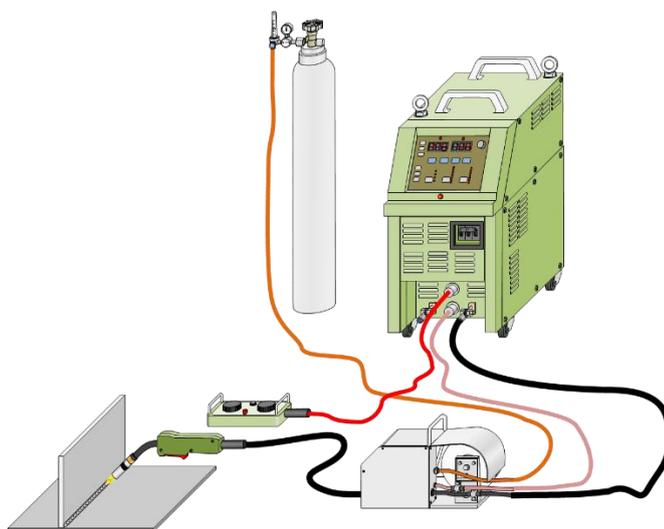


図 アーク溶接機

・主な改正内容：

項目番号	概要
附属書 D	バッテリー駆動装置用要求事項を追記した。
附属書 E	無線機器を含む装置の要求事項を追記した。

7 J61184 (2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 8122:2025 差込みランプソケット**
- ・適用範囲： この規格は、電源電圧 250 V 以下のランプ及び準照明器具（セミルミネア）接続用の、差込みランプソケット B15d 及び B22d（以下、ランプソケットという。）について規定する。
この規格は、照明器具一体形のランプソケット又は電気機器組込み用ランプソケットについても適用する。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】ランプレセプタクル、キーレスソケット、キーソケット、プルソケット、ボタンソケット、その他のソケット



図 その他のソケット(差込みランプソケット)

出典：電気用品調査委員会資料

・主な改正内容：

項目番号	概要
7.5	感電保護の分類に“部分的強化絶縁ランプソケット”及び“外郭付強化絶縁ランプソケット”を追加した。
16.8	我が国で使用されているランプソケットについて、背板形ランプソケットの固定用ねじ及び締付トルクを追加した。

箇条 18	導電路を形成しない無機質材料(ガラス、セラミックなど)の沿面距離は、関連する空間距離の値より大きくする必要がない旨を追加した。
20.1	へこみ深さによる判定方法の記載を削除した。

8 J61347-2-13(2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 8147-2-13:2017+追補 1 (2024)** ランプ制御装置—第 2-13 部:直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、1000V 以下の直流又は交流 (50Hz 又は 60Hz) 電源で、電源周波数と異なる周波数を含む出力周波数で使用する LED モジュール用制御装置の個別要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】直流電源装置

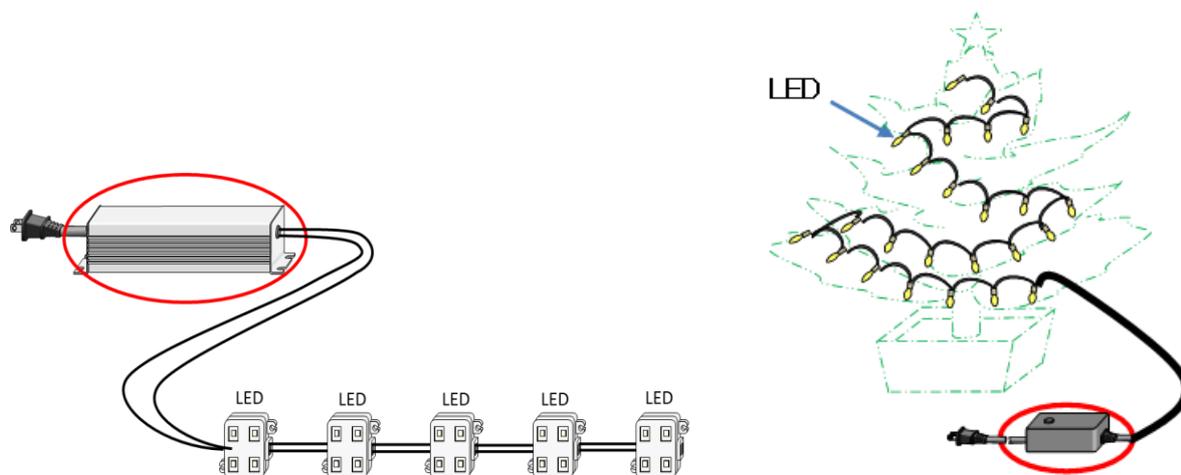


図 直流電源装置(LED 用電源装置)

- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
箇条 2	この規格と共に用いる通則の JIS C 8147-1(ランプ制御装置-第 1 部:通則及び安全性要求事項)は、常に最新版を引用するようにした。
箇条 21	制御装置に表示する最大動作電圧(Uout)の要求事項を追加した。

9 J62841-2-1(2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 62841-2-1:2024** 手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第 2-1 部:手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は 250V 以下、三相の交流の場合は 480V 以下であって、定格入力が 3700W 以下で、手持形電動工具の安全性について規定する。
この規格は、ダイヤモンドコアドリルを含む、手持形のドリル及び振動ドリルに適用する。この規格は、ドライバビットを取り付けてねじを締めるために使用するドリルにも適用する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気ドリル



図1 電気ドリル



図2 電気ドリル(振動ドリル)

・主な改正内容：

項目番号	概要
18.8	安全重要機能をソフトウェアで制御する場合の、機能安全評価の具体的な評価方法を規定。